

基安安発 0318 第 3 号
基安労発 0318 第 1 号
基安化発 0318 第 10 号
平成 23 年 3 月 18 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化 学 物 質 対 策 課 長

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧工事に係る
労働安全衛生法第 88 条に基づく計画の届出について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震につきましては、政府として、総力を挙げて災害応急活動等に取り組んでいるところでありますが、今後、災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関等の災害復旧工事を早急に進めることが求められ、これに伴い、各事業者において、労働安全衛生法第 88 条に基づく計画の届け出ることが必要となることが予想されます。

労働安全衛生法第 88 条に基づく計画の届出につきましては、工事等の開始の一定期日前に所轄労働基準監督署に届け出ていただく必要がありますが、厚生労働省といたしましては、事態の緊急性にかんがみ、届出のあった計画に係る安全衛生上の問題点について速やかな審査を実施し、計画の届出後一定期日を待たずに早期に災害復旧工事が開始されるよう最大限努めることとしているところです。

つきましては、災害復旧工事に伴い、計画の届出が必要となることが想定される場合には、所轄労働基準監督署に前広に相談するよう傘下事業場に対して御指導いただく等、速やかな審査の実施を通じた円滑な災害復旧が行われるよう御協力をよろしくお願いいたします。

事項	条文	内容の説明
第十章 監督等	計画の届出等	88 1. 機械等で危険有害作業を必要とするもの、危険な場所で使用するもの、又は健康障害防止に使用するもので一定のもの（安衛則別表第7ほか～手続一覧参照）を設置・移転・変更しようとする場合は、使用開始の30日前までに監督署長に届出なければならない。 但し、危険性・有害性の低減に向けた措置等を適切に行っていると監督署長が認定した事業場は、機械の設置等に係る計画の届出が免除される。 2. 重大な労働災害を生ずるおそれのある特に大規模な仕事で厚生労働省令で定めるものを開始しようとする時は、開始の日の30日前までに厚生労働大臣に届け出なければならない。 3. 建設業、土石採取業は安衛則90条に定める仕事を開始する14日前までに仕事の概要を添えて監督署長に届出なければならない（手続一覧参照）。 4. 1, 2, 3の仕事の計画を作成するときは、厚生労働省令で定める仕事については一定の資格を有する者を参画させなければならない。 5. 厚生労働大臣への計画届で数次の請負契約による場合の届出義務 6. 届出た事項が命令の規定に違反すると認められたときは変更命令ができる。 7. 必要がある場合は、当該命令に係る仕事の発注者に対して、勧告・要請ができる。
	都道府県労働局長の審査等	89-2 労働基準監督署長に届けられた工事計画のうち、危険性の高い一定の工事について、労働局長は審査することができる。
	使用停止命令等	98 99 1. 労働局長、監督署長は、事業者等が本法に規定された講ずべき措置に違反した場合は、作業の全部又は一部の停止、建設物等の使用停止等を命じることができる。 2. 必要がある場合は、当該命令に係る仕事の発注者に対して、勧告・要請ができる。 3. 労働者に急迫した危険があるときは、労働基準監督官は以上の権限を即時に行うことができる。 4. 労働局長等は上記以外でも労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは必要な限度で使用停止命令等を出すことができる。
	講習の指示	99-2 99-3 労働局長は、労働災害の再発を防止するため労働災害防止業務従事者に対する講習の受講を指示することができる。 労働局長は、労働災害の再発を防止するため就業制限業務従事者に対する講習の受講を指示することができる。
	報告書	100 労働基準監督官は事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができる。